

農業経営法人化のスペシャリスト派遣要領

群馬県担い手育成総合支援協議会

(趣旨)

第1 群馬県担い手育成総合支援協議会(以下、「県協議会」という。)は、農業の担い手の経営改善に向けた取り組みを支援するため、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、食品産業・市場関係者等の専門知識・技能を有する者を「担い手支援スペシャリスト(以下、「スペシャリスト」という。)」として委嘱している。

農業経営を法人化することは、意欲ある農業者が高い理念を有する経営者へと成長し、更なる発展を図るための有効な方策の一つである。県協議会は、本要領において、農業経営の法人化に向けた取組支援事業として、農業者の地元にはスペシャリストを派遣するのに必要な事項を定める。

(派遣の要件)

第2 県協議会会長は、次のすべての要件を満たすとき、スペシャリストを派遣することができる。

- (1) 派遣申請する農業者(以下、「派遣申請者」という。)は、県内で農業経営を営み、農業経営の法人化について県協議会、県農業事務所、市町村、JAのいずれかに相談しており、スペシャリストとの具体的相談を希望していること。
- (2) スペシャリストに相談する場合、派遣申請者だけでなく、事前に相談している各機関の職員や、家族や出資者など法人の構成員予定者もできる限り同席すること。
- (3) 派遣先は県内とし、会場は派遣申請者等が用意すること。
- (4) 同一の農業者への派遣は、2回までとすること。

(派遣申請及び決定の手続)

第3 スペシャリストの派遣申請及び決定の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 派遣申請者は、別紙1号様式「農業経営法人化のスペシャリスト派遣申請書」により、県協議会会長へ申請するものとする。
- (2) 県協議会会長は申請内容について、適当と認めた場合は派遣を決定し、申請者へ別紙2号様式「農業経営法人化のスペシャリスト派遣決定通知書」により通知する。また、別紙3号様式「農業経営法人化のスペシャリスト派遣書」によりスペシャリストへ通知する。

(派遣実績の報告)

第4 派遣申請者は、相談終了後、速やかに別紙4号様式「農業経営法人化のスペシャリスト派遣実績報告書(農業者用)」に概要を記載し、県協議会会長へ提出する。

また、派遣されたスペシャリストは、別紙5号様式「農業経営法人化のスペシャリスト派遣実績報告書(スペシャリスト用)」に概要を記載し、県協議会会長へ提出する。

(費用負担)

第5 スペシャリストの派遣に係る費用のうち、報酬及び旅費は、県協議会の定めにより予算の範囲内で県協議会が負担する。その他の費用は、派遣申請者が負担する。

なお、一度派遣を受けた農業者に再度スペシャリストを派遣する場合、スペシャリスト派遣にかかる費用のうち、報酬については県協議会、旅費については派遣申請者が全額負担する。

附 則

この要領は、平成28年9月7日から施行する。